

# 第Ⅰ期重層的支援体制整備事業実施計画（概要版）

## 計画策定の趣旨

近年、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー、ひきこもり、孤独・孤立など、一つの世帯に複数の課題が存在し、また複数の分野にまたがる複合的な課題を抱える世帯が増加しています。従来の高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者といった対象者別の縦割りの制度では、こうした複合的な課題に十分に対応できない状況が生じています。

重層的支援体制整備事業は、市町村において、相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、地域住民の支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

本町においても、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応し、だれもが役割を持ち、支え合いながら、自分らしく安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現を目指し、包括的な支援体制を整備するため、本計画を策定します。

## 計画の位置づけと期間

社会福祉法第106条の5の規定に基づく実施計画として、上位計画である「第6期上士幌町総合計画」に基づきながら、「地域福祉計画」と一体的に作成し、子ども、高齢者、障がい者計画など福祉に関連する計画との整合性を図ります。

計画期間は令和8年度～12年度の5年間です。

## 基本方針

すべての町民がそれぞれの個性や能力を活かし、社会の一員として役割を持ち、生きがいを感じながら活躍できる地域社会を築いていきます。子どもから高齢者まで、障がいのある方もない方も、だれもが住み慣れた地域で自分らしく生き、支え合いながら暮らし続けることができる「だれもが生涯活躍するまち」の実現を目指します。

### ■町の本事業における概念図

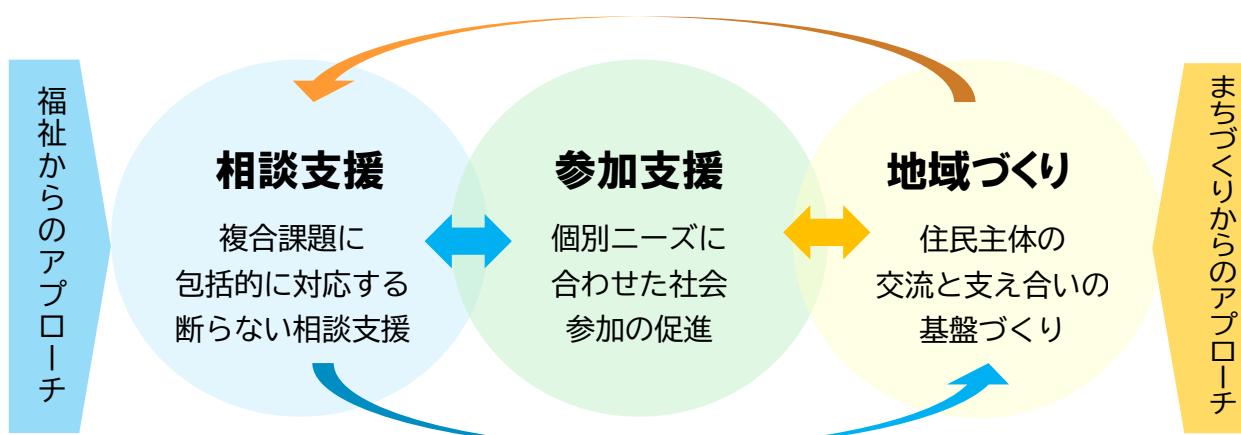


## 事業の概要

本事業は、国が掲げる「地域共生社会の実現」を、本町の「だれもが生涯活躍するまち」という方針のもとで具体化するものです。年齢や障がいの有無、世帯の状況に関わらず、すべての住民が支援する側・される側という関係に固定されず、一人ひとりが役割を持ち地域社会に参加できる状態を目指します。困りごとが生じた際には孤立せず「お互いさま」と支え合える関係性を地域に根付かせるため、「包括的相談支援」「参加支援」「地域づくり」の3つの支援を一体的に実施し、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」と「多機関協働」により効果的に機能させます。

|                                                |                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 包括的相談支援事業<br>(社会福祉法第106条の4第2項<br>第1号)          | <ul style="list-style-type: none"> <li>属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める</li> <li>支援機関のネットワークで対応する</li> <li>複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ</li> </ul>                        |
| 参加支援事業<br>(社会福祉法第106条の4第2項<br>第2号)             | <ul style="list-style-type: none"> <li>社会とのつながりを作るための支援を行う</li> <li>利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる</li> <li>本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う</li> </ul>                       |
| 地域づくり事業<br>(社会福祉法第106条の4第2項<br>第3号)            | <ul style="list-style-type: none"> <li>世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する</li> <li>交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする</li> <li>地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る</li> </ul> |
| アウトリーチ等を通じた継続的支援事業<br>(社会福祉法第106条の4第2項<br>第4号) | <ul style="list-style-type: none"> <li>支援が届いていない人に支援を届ける</li> <li>会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける</li> <li>本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く</li> </ul>                    |
| 多機関協働事業<br>(社会福祉法第106条の4第2項<br>第5号)            | <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する</li> <li>重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす</li> <li>支援関係機関の役割分担を図る</li> </ul>                                 |

### ■包括的相談支援事業、参加支援事業、地域づくり事業のつながり

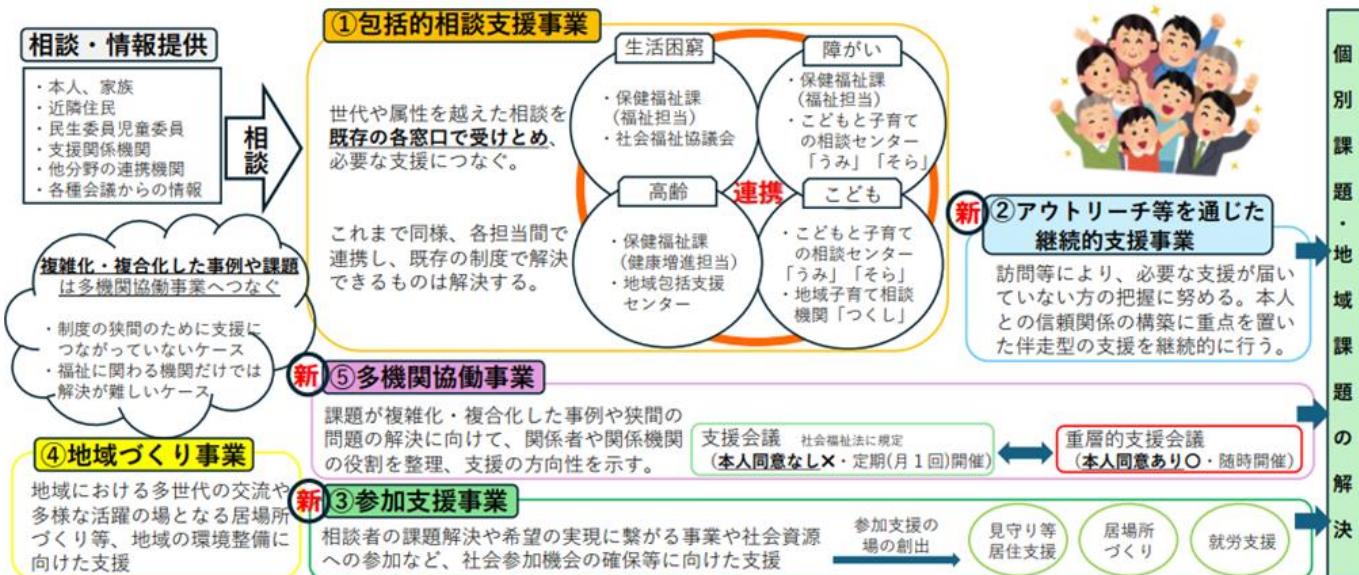


## ■町における本事業の概要

### 「地域共生社会」の実現

「だれもが生涯活躍するまち

### 上土幌町 重層的支援体制整備事業



## 事業の実施

### I 包括的相談支援事業（属性を問わない相談支援）

高齢、障がい、こども・子育て、生活困窮など、属性や世代を問わず、本人や世帯が抱える複合的な課題を受け止め、適切な支援につなぐ「断らない」相談支援体制を構築します。

<相談機関> 相談支援機関が連携して包括的相談支援を実施します。

|       | 機関                             | 相談内容                 |
|-------|--------------------------------|----------------------|
| 高齢・介護 | 地域包括支援センター                     | 高齢者とその家族の生活全般に関する相談  |
| 障がい   | 障がい者相談支援事業所<br>(役場保健福祉課内 福祉担当) | 障がい者とその家族の生活全般に関する相談 |
| こども   | こどもと子育ての相談センターうみそら             | 妊娠期から18歳までのこどもと家族の相談 |
| 生活困窮  | とかち生活安心センター                    | 生活困窮に関する相談           |

## 2 参加支援事業

社会とのつながりを回復するための支援を行います。本人の希望やニーズに合わせて、就労、ボランティア、地域活動、サロン活動など、多様な「参加の場」とのマッチングや、参加の場そのものの創出を行います。

### <主な参加拠点>

| 参加拠点                  | 概要                                                          |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------|
| 生涯学習センター わっか          | 学習・活動を通じた多世代交流・社会参加機会の創出                                    |
| 健康増進センター<br>(ふれあいプラザ) | 妊産婦から高齢者まで対応する健康・福祉の拠点施設。まる元体操教室やeスポーツ、サロン活動の場              |
| 地域交流スペース こでまり         | 多機能型の地域交流スペースで、子育て支援から高齢者見守りまで、多世代が気軽に集える居場所。地域食堂「うらめしや」を開催 |
| 地域食堂うれしか              | 参加者が役割を持ち運営する多世代交流の地域食堂で孤食を解消                               |
| かあちゃんばあちゃん野菜市         | 地場産品を販売しながら多世代交流と見守りの場となる直売市                                |
| 地域サロン                 | 地域住民が気軽に集い交流できる身近な居場所づくりの場                                  |

## 3 地域づくり事業

これまでの地域活動の成果を活かしながら、町内の多様な資源を幅広く把握し、年齢や属性を超えた交流の場・居場所づくりを進め、住民主体の多様な活動が展開しやすい環境を整備します。

### <地域づくり事業一覧>

|           | 事業名                 | 主な内容                             |
|-----------|---------------------|----------------------------------|
| 高齢・<br>介護 | 一般介護予防事業            | 高齢者の介護予防と社会参加を促進する事業             |
|           | 生活支援体制整備事業          | 高齢者の生活支援サービスの提供体制を整備する事業         |
| 障がい       | 地域活動支援センター機能強化事業    | 障がい者の日中活動の場を提供し、社会参加や地域交流を促進する事業 |
| こども       | 地域子育て支援拠点事業         | 子育て中の親子が集い、相談や情報交換できる交流の場を提供する事業 |
| 生活困窮      | 生活困窮者支援等のための地域づくり事業 | 生活困窮者の自立に向け、社会参加や居場所づくりを支援する事業   |

## 4 アウトリーチ等を通じた継続的支援

支援が届いていない人、SOS を出せない人に対して、積極的に訪問等を行い、信頼関係を構築しながら継続的に支援します。本町では、地域サロンや子育てサロンなど、住民が自然に集まる場所での「気づき」を大切にし、そこから必要な支援につなげていきます。

## 5 多機関協働事業

複雑化・複合化した課題を抱える個人や世帯に対し、分野を超えた多機関が連携し、一体的な支援を提供します。福祉、医療、保健、教育、就労、住まいなど、様々な分野の支援機関が参加するネットワークを構築します。

＜多機関協働事業における2つの会議体＞

|              | 支援会議                                                                                                         | 重層的支援会議                                                                                                         |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象者          | 複雑化・複合化した課題を抱える人など                                                                                           | 重層事業の利用者                                                                                                        |
| 目的           | <ul style="list-style-type: none"><li>・気になる事例の情報提供、情報共有</li><li>・見守りと支援方針の検討</li><li>・緊急性がある事案への対応</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・プランの適切性の協議</li><li>・プランの終結時等の評価</li><li>・社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討</li></ul> |
| 情報共有に係る本人同意  | 不要                                                                                                           | 必要                                                                                                              |
| ※守秘義務に係る法的規定 | あり                                                                                                           | なし                                                                                                              |

※守秘義務に係る法的規定あり：本人の同意がない場合にも、他部局・機関との情報共有が可能。

※守秘義務に係る法的規定なし：守秘義務の規定が各法で定められているため、本人の同意がない場合には、他部局・機関との情報共有が困難。

→会議体の構成員に対して守秘義務を課すことにより、支援関係者間の積極的な情報交換や連携ができるようになる。【支援会議】

### 計画の推進に向けて

本町の重層的支援体制整備事業は、これまで培ってきた「だれもが生涯活躍するまち」の実践を基盤に、さらに一步進んだ包括的な支援体制を構築するものです。

住民主体で生まれた活動を大切にしながら、そこから生まれる相談や気づきを適切な支援につなげ、また新たな参加の場を創出していく。この循環を通じて、「困ったときはお互いさま」と支え合える地域をつくっていきます。

「支援する側」「支援される側」を固定せず、すべての住民が地域の中で役割を持ち、つながり合えることが重要であり、高齢者も、子育て中のママも、障がいのある方もない方も、みんなが地域を支える担い手であり、みんなが支えられる存在でもある。そんな地域共生社会の実現を目指します。

## **推進体制と評価**

効果的に推進するため、福祉部門を中心に、保健・医療・教育・就労・住まい等の関係部署が横断的に連携する庁内体制を構築します。また、社会福祉協議会、地域包括支援センター、相談支援事業所等の関係機関との定期的な連絡会議を開催し、支援の方向性や役割分担を共有します。さらに、民生委員児童委員、行政区、NPO、社会福祉法人等の地域の多様な主体と協働し、包括的な支援体制づくりを進めます。

また、実行性のある計画として推進するため、事業全体の進捗管理と評価については、有識者や当事者を含む「重層的支援体制整備事業推進会議」を設置し、PDCAサイクルに基づく継続的な改善を図ります。